

令 和 7 年 度 施 行

業務設計書(公示用)

業務名：特別緑地保全地区等総合維持管理業務(その1)

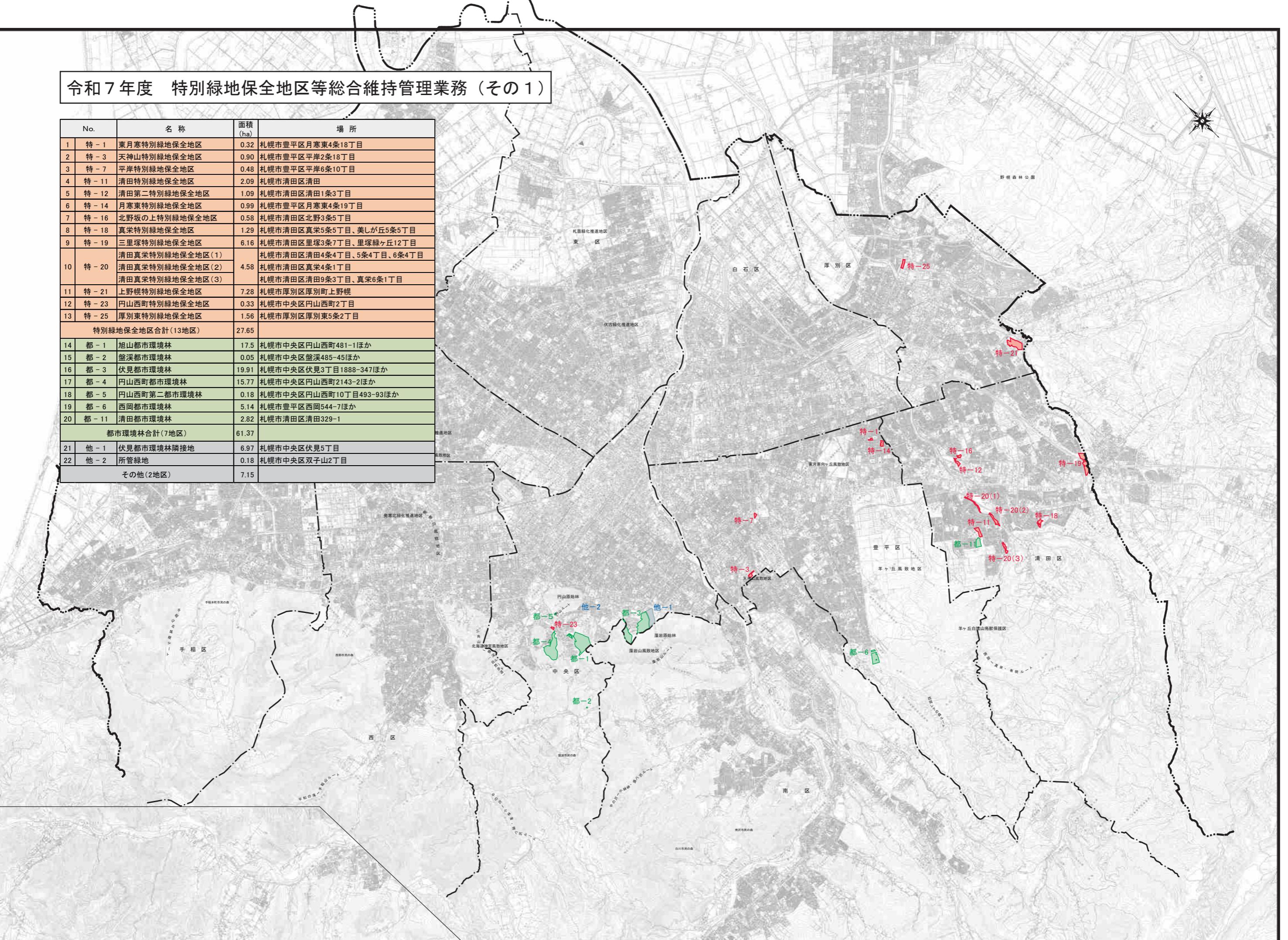
令和6年11月 単価適用

建設局 みどりの推進部 みどりの管理課

札幌市

令和7年度 特別緑地保全地区等総合維持管理業務（その1）

No.	名称	面積 (ha)	場所
1	特 - 1 東月寒特別緑地保全地区	0.32	札幌市豊平区月寒東4条18丁目
2	特 - 3 天神山特別緑地保全地区	0.90	札幌市豊平区平岸2条18丁目
3	特 - 7 平岸特別緑地保全地区	0.48	札幌市豊平区平岸6条10丁目
4	特 - 11 清田特別緑地保全地区	2.09	札幌市清田区清田
5	特 - 12 清田第二特別緑地保全地区	1.09	札幌市清田区清田1条3丁目
6	特 - 14 月寒東特別緑地保全地区	0.99	札幌市豊平区月寒東4条19丁目
7	特 - 16 北野坂の上特別緑地保全地区	0.58	札幌市清田区北野3条5丁目
8	特 - 18 真栄特別緑地保全地区	1.29	札幌市清田区真栄5条5丁目、美しが丘5条5丁目
9	特 - 19 三里塚特別緑地保全地区	6.16	札幌市清田区三里塚3条7丁目、里塚綠ヶ丘12丁目
10	清田真栄特別緑地保全地区(1)		札幌市清田区清田4条4丁目、5条4丁目、6条4丁目
	清田真栄特別緑地保全地区(2)	4.58	札幌市清田区真栄4条1丁目
	清田真栄特別緑地保全地区(3)		札幌市清田区清田9条3丁目、真栄6条1丁目
11	特 - 21 上野幌特別緑地保全地区	7.28	札幌市厚別区厚別町上野幌
12	特 - 23 円山西町特別緑地保全地区	0.33	札幌市中央区円山西町2丁目
13	特 - 25 厚別東特別緑地保全地区	1.56	札幌市厚別区厚別東5条2丁目
特別緑地保全地区合計(13地区)		27.65	
14	都 - 1 旭山都市環境林	17.5	札幌市中央区円山西町481-1ほか
15	都 - 2 盤渓都市環境林	0.05	札幌市中央区盤渓485-45ほか
16	都 - 3 伏見都市環境林	19.91	札幌市中央区伏見3丁目1888-347ほか
17	都 - 4 円山西町都市環境林	15.77	札幌市中央区円山西町2143-2ほか
18	都 - 5 円山西町第二都市環境林	0.18	札幌市中央区円山西町10丁目493-93ほか
19	都 - 6 西岡都市環境林	5.14	札幌市豊平区西岡544-7ほか
20	都 - 11 清田都市環境林	2.82	札幌市清田区清田329-1
都市環境林合計(7地区)		61.37	
21	他 - 1 伏見都市環境林隣接地	6.97	札幌市中央区伏見5丁目
22	他 - 2 所管緑地	0.18	札幌市中央区双子山2丁目
その他(2地区)		7.15	



業務名：特別緑地保全地区等総合維持管理業務(その1)

業務委託費

円

業務価格

円

消費税等相当額

円

業務の説明

1. 業務の場所

- 市内 中央、豊平、厚別、清田区内の特別緑地保全地区及び都市環境林
特別緑地保全地区13箇所、都市環境林7箇所、その他2箇所（別紙一覧参照）

2. 業務の概要

- 特別緑地保全地区維持管理(13箇所) - 巡視・清掃一式、草刈一式
- 都市環境林維持管理他(9箇所) - 巡視・清掃一式、草刈一式
- 共通維持管理 - 樹木管理一式、施設管理一式、
鳥獣対応一式、廃棄物処理一式、安全費一式

3. 業務の期間

- 令和7年4月1日より令和8年3月31日まで

4. 仕様書等

■ 仕様書について

- 当該業務施行に当たって使用する仕様書は下記を基本とする。
 - 札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書
 - 特別緑地保全地区等総合維持管理業務(その1)特記仕様書
 - 札幌市土木工事共通仕様書

■ 内訳書の表記について

- 内訳書の表記については、下記のとおり読み替えをおこなうこととする。
 - 工事区分 → 業務区分
 - 直接工事費 → 直接業務費
 - 純工事費 → 純業務費
 - 工事原価 → 業務原価
 - 工事価格 → 業務価格
 - 工事費計 → 業務委託料

■ 契約金額の支払について

- ・本業務における支払いは、下記のとおり第1期～4期の4回払いとする。

□第1期：	令和7年4月1日	～令和7年5月31日	5%
□第2期：	令和7年6月1日	～令和7年8月31日	30%
□第3期：	令和7年9月1日	～令和7年11月30日	40%
□第4期：	令和7年12月1日	～令和8年3月31日	25%

■ その他

- ・本業務地における境界及び施設等の詳細情報については、別途配布する記憶媒体（DVD等）によるものとし、現地調査等により記載内容に誤りや変更等が発見された場合には、担当職員に報告すること。

特別緑地保全地区等総合維持管理業務(その1) 特記仕様書

本特記仕様書は、令和7年度「特別緑地保全地区等総合維持管理業務（その1）」に適用する。札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務仕様書（以下「共通仕様書」という。）と重複する内容については、本特記仕様書が優先する。なお、共通仕様書における施設管理－公園編及び街路樹編、図面、別紙については、本業務において使用しない。

1 業務履行条件等

(1) 履行場所

履行場所は、都市環境林等（都市環境林及び特別緑地保全地区、市民の森、自然歩道など）であり、位置図及び別添する業務履行場所一覧（別表1）に示すとおりとする。ただし、台風災害などの緊急時や、ヒグマ対応などのため、担当職員より特別に指示があった場合はこの限りではない（所管施設一覧は別表0のとおり）。

(2) 履行条件

- ・都市環境林等は高所作業車が使用できない箇所が多いことから、本業務は小型ワインチ及びワイヤー等を用いた樹木伐採や掛け木処理、木登り器（昇降器具類）などを用いた剪定作業等といった特殊作業を有している。この特殊作業について、作業の従事者はツリークリミング、ロープワークに関する講習を修了したものとする。また、作業にあたる事業者は、本市発注業務において特殊作業の実務経験があるものとする。
- ・都市環境林等は、道路や民地等に近接した場所での樹木管理が必要な場合があることから、本業務は札幌市公園及び街路樹等総合維持管理業務一般競争入札施行要綱 第6条(6)の「街路樹管理を含む業務」と同様の経験及び資格による制限が適用される。

2 共通仕様書の読み替え及び追記等

当該業務において、共通仕様書の規定に係る読み替えは、次の表のとおりとする。（共通仕様書全般）

共通仕様書の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
全般 ※但し、共通仕様書の名称以外が対象	公園	都市環境林等
	公園・緑地内及び街路樹	
	公園及び緑地	
	公園及び緑地等	
一般-12. 交通規制	一定期間、	林内散策者については、原則的にその通行を優先して確保しなければならず、利用者の安全確保のため、止むを得ず制限や規制などをしなければならない場合は、入口などに看板を設置するなどの利用者に対する周知を図ること。また、一定期間、
一般-13. 交通安全施設	作業上、	通行危険箇所がある場合は、立入禁止の表示、保安柵（ガードロープ、バリケード、柵等）等の安全施設を適宜設置するとともに、必要に応じて誘導員を配置して危険防止に努めなければならない。また、作業上、

一般-14. 諸法規の遵守	廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の	森林法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、文化財保護法等の
管理-5. 業務報告- (1)	業務週報（様式 22）は原則として、前週の月曜日から日曜日までの作業日、作業箇所、作業内容、今週の作業予定、並びに担当職員からの連絡（指示）を記載のうえ、原則として毎週月曜日に担当職員に提出すること。	業務月報には、担当職員からの連絡（指示）についても記載すること。
管理-5. 業務報告- (2)	業務週報の他、下記の報告書についても提出すること。 【毎週提出するもの】 ○遊水路管理業務報告…監視員が常駐の場合。塩素濃度測定報告を含む。 ○冒険広場管理業務報告…監視員が常駐の場合。 ○ゲート開閉業務報告 【毎回提出するもの】 ○巡視点検報告…必要に応じ写真を添付する。	削除
管理-5. 業務報告- (3)	各月の月末には、維持管理報告書（様式 23）として、業務月報（特記様式 1）及び巡視記録票（特記様式 2）、業務指示・協議書（特記様式 3）、対応報告書（特記様式 4）、作業等の写真とともに、当月及び累計の作業内容をまとめた維持管理総括表（特記様式 5）を作成し、提出すること。	各月の月末には、維持管理報告書（様式 23）として、業務月報（特記様式 1）及び巡視記録票（特記様式 2）、業務指示・協議書（特記様式 3）、対応報告書（特記様式 4）、作業等の写真とともに、当月及び累計の作業内容をまとめた維持管理総括表（特記様式 5）を作成し、提出すること。

3 一般事項

- (1) 本年度の作業内容は別添する数量調書のとおりであるが、危険木処理など、その都度指示する作業については、作業内容と作業箇所が多岐にわたることが想定されるため、内容、実施箇所、実施日等について担当職員と協議のうえ、その数量を把握すること。
- (2) 内訳書及び数量調書に記載される当初設計内容についても、数量の把握を確実なものとすること。
- (3) 各月の業務報告にあたっては、維持管理報告書（様式23）として、業務月報（特記様式 1）及び巡視記録票（特記様式 2）、業務指示・協議書（特記様式 3）、対応報告書（特記様式 4）、維持管理総括表（特記様式 5）を提出すること。また、提出にあたっては、参考図面を添付するなど見やすく工夫をし、作業写真や各種報告書などの必要書類を併せて、現場代理人が担当職員に速やかに提出すること。なお、写真については、写真管理基準（別紙）に基づき撮影・整理するものとする。
- (4) 現場代理人は、業務区域と業務内容の全てを掌握するものとし、緊急事態に対処できるようにしておくこと。また、業務履行に際しては、担当職員と連絡を密にとり、協議のうえで作業を実施すること。

- (5) 業務履行にあたり、市民と接するときには誠意ある対応を行うとともに、意見や要望等が寄せられた場合には、要望者の連絡先や内容などの聞き取りを行うなどして、速やかに担当職員へ報告すること。
- (6) 業務履行場所は、ヒグマの出没・生息区域が含まれていることから、クマ除け鈴や、クマ撃退スプレー等の携帯、早朝や日没時の作業を避ける等の対策を図ること。また、マムシやハチ、ダニ、ウルシなどの危険な動植物等への対策も図ること。
- (7) 次年度に引き継ぐ必要のある未解決の市民要望や維持管理上の要注意箇所、継続課題等については、既に各種報告書にて報告済みであっても、再度、情報を集約したうえで、業務完了時に書面にて報告すること（様式は任意とし、箇条書きで構わない）。
- (8) 当課所管の管理施設には、天然記念物（大正10年3月3日指定、北海道森林管理局石狩森林管理署所有）に指定された「円山原始林」及び「藻岩原始林」内に設置された自然歩道が含まれているため、指定区域内で作業を行う場合は、以下のことに注意するとともに、担当職員と十分な協議を行ったうえで実施すること。
- ① 天然記念物指定区域内における作業は、作業前の許可申請及び作業後の天然記念物内作業報告（特記様式6）の提出が必要で、かつ指定区域内のうち自然歩道（W=1.5m）以外の部分については立入も禁止されているので、十分に注意すること。なお、緊急対応の場合は、この限りではないため、担当職員によく確認すること。
 - ② 天然記念物指定区域内の主な作業（倒木処理・草刈）の実施に当たっては、「自然歩道等における主な散策路管理作業イメージ図（特記参考1）」を参考とすること。
- (9) 4～6月にかけては天然記念物であるクマゲラの営巣シーズンであることから、営巣が確認される場合、伐採剪定等の作業は行わないこと。また、営巣が確認されない場合であっても、恒常的な生息域である藻岩山周辺などで作業を行う際は、事前に作業内容の掲示を行い、情報収集に努めたうえで実施すること。

4 業務内容

（1）巡視・清掃

1) 巡視・清掃全般

- ・巡視・清掃日程については、担当職員と協議のうえ決定すること。また、気象条件等のやむを得ない事情により変更が生じた場合は速やかに業務指示・協議書（特記様式3）にて協議し、翌月に振り替える等の措置をとり、規定の巡視回数を満たすこと。
- ・巡視・清掃中は必ず本市の指定する腕章等を着用すること。
- ・巡視・清掃対象場所については、別添する数量調書（別表2）のとおりとし、実施範囲は別添する作業平面図（別図1）を参照のこと。
- ・巡視方法については、危険箇所の有無等のチェックを主に、以下の10項目を主体として行い、その内容を巡視記録票（特記様式2）に記入し、提出すること。急を要すると判断される場合など、必要に応じて、その都度担当職員に速やかに報告し、指示を仰ぐこと。

<主に住宅地や道路に隣接する部分や、散策路などの利用者が想定される箇所>

- ①倒木の恐れがある危険木や傾斜木、危険枝、掛かり木等の有無
- ②樹木等の著しい越境の有無
- ③不法占有物の有無
- ④施設損傷などの有無
- ⑤ヒグマの痕跡、ハチの巣等

<対象地全体>

- ⑥不法投棄物等の有無
- ⑦利用状況・実態等
- ⑧災害、事故等の有無及び土砂崩れなどの危険性や異常箇所の有無
- ⑨病虫獣害等（シカ、ネズミ等含む）による森林被害
- ⑩その他、本市に報告の必要があると思われる事項

2) シーズン前巡視

利用者が増加すると思われる春の大型連休の前に、主に危険箇所の有無等のチェックを目的に、巡視を行う。

- ・巡視時期

着手の日から当年度の春の大型連休開始日までを基本とする。残雪などの状況により、期間内での巡視が困難である場合は、担当職員と協議を行うこと。

- ・巡視方法

前記10項目を主体として行い、特に危険箇所の有無等についてよく確認すること。

3) 定期清掃巡視

特別緑地保全地区、都市環境林のうち指定した場所について、清掃の実施及び主に危険箇所や不法投棄物有無のチェックを目的に巡視を行う。

- ・巡視時期

5月から10月（月1回）

- ・清掃方法

拾い集め型清掃

- ・巡視方法

前記10項目を主体として行う。

4) 定期巡視

定期清掃巡視対象外の特別緑地保全地区、都市環境林については、主に危険箇所や不法投棄物有無のチェックを目的に巡視を行う。

- ・巡視時期

5月から10月（月1回）

- ・巡視方法

前記10項目を主体として行う。

5) 秋清掃（落葉清掃）巡視

特別緑地保全地区、都市環境林のうち指定した場所について、落ち葉清掃の実施及び主に危険箇所や不法投棄物有無のチェックを目的に巡視を行う。

- ・実施時期

落葉シーズン（11月前後に1回）

- ・清掃方法

拾い集め型清掃+熊手やレーキ等を用いた掃き型清掃

- ・巡視方法

前記10項目を主体として行う。

6) 冬季巡視

特別緑地保全地区、都市環境林のうち指定した場所について、冬期間の利用を考慮し、主に危険箇所のチェックを目的に巡視を行う。

- ・巡視時期

12月から翌年3月（1回）を目安とするが、積雪状況等による。

・巡視方法

前記10項目に加えて、以下の2項目についてもチェックを行う。特に積雪に起因して発生する危険箇所の有無等についてよく確認すること。

⑪積雪状況

⑫近隣住民や道路除雪等に起因すると思われる投雪状況

（2）草刈

草刈全般

- ・作業日程については、担当職員と協議のうえ決定することとするが、概ね以下の工程で作業できるよう準備しておくこと。

＜草刈年1回の場所＞

お盆前に完了するように、作業開始日を決めるこ。

＜草刈年2回の場所＞

1回目は6月上旬から7月上旬までの期間内に完了、また、2回目は9月中旬から9月下旬までの期間内に完了するように、それぞれ作業開始日を決めるこ。

- ・実施対象場所や回数については、別添する数量調書（別表2）のとおりとし、実施範囲や集草の有無などの詳細は別添する作業平面図（別図1）を参照のこと。なお、集草無しの箇所については、刈草の自然還元を目的とすることから、刈草の集積は行わないこと。
- ・集草有りの箇所において、特定外来生物の生育が確認される場合は、可能な限り種子をつける前に作業を行うこととするが、すでに種子をついている場合は担当職員と協議すること。（共通仕様書公園・街路樹共通編3-5を参照）
- ・散策路の草刈を実施する場合には、自然歩道等における主な散策路管理作業イメージ図（特記参考1）を参考とすること。
- ・住宅地や道路に隣接する部分や、散策路などの利用者が想定される箇所での作業時には、「草刈作業中につき注意」の旨を示した看板を設置して利用者等に注意を促すこと。
- ・草刈区域内にあっても、貴重な植物や観賞価値のある植物等（オオウバユリなど）は刈払わないよう注意すること。
- ・作業にあたっては、特にハチや他の毒性生物等に十分注意すること。

（3）樹木管理

1) 樹木管理全般

- ・実施対象場所については、別添する数量調書（別表2）のとおりとし、実施範囲は別添する作業平面図（別図1）及び担当職員が指示した箇所とする。なお、担当職員より別に指示があった場合はこの限りではない。
- ・作業時は利用者などの安全を確保したうえで作業を行うこと。
- ・作業状況等（作業前・作業状況・作業完了）が確認できる写真を撮影し報告すること。
- ・作業内容については、対応報告書（特記様式4）で報告すること。

2) 危険木等処理

通常巡視内で処理できない危険木、枯損木、越境木等の伐採や剪定処理などを行う。

- ・特別緑地保全地区内の剪定枝や伐採木は、収集のうえ搬出・処分を基本とし、都市環境林内の剪定枝や伐採木は、自然還元することを基本とする。ただし、民地との隣接状況による美観的な配慮や、伐採木・剪定枝の発生量等によってはこの限りではなく、担当職員と事前協議を行うこと。

- ・作業内容（対象木の規格・高所作業車の使用可否・交通誘導員の必要性・搬出作業の必要性等）によって、使用する機器類や人員数が異なるため、担当職員と協議のうえ実施すること。

（4）施設管理・整備

1) 施設管理・整備全般

- ・作業日程及び内容等については、担当職員と協議のうえ実施すること。
- ・実施対象場所等については、別添する数量調書（別表2）及び担当職員が指示した場所とする。
- ・作業時は利用者の安全を確保したうえで作業を行うこと。
- ・作業状況等（作業前・作業状況・作業完了）が確認できる写真を撮影し報告すること。
- ・作業内容については、対応報告書（特記様式4）で報告すること。

2) 緊急時対応

通常巡視内で対応できない緊急的な施設修繕や危険回避措置、各種注意看板類設置などの突発的な作業等を行うものである。

3) 各種施設等の設置・撤去

資材等の設置（撤去）を担当職員と協議のうえで実施するものである。また、資材等の撤去を伴う場合には産業廃棄物となることから、関係法令等を遵守するとともに、マニフェストの写しを提出すること（下記、「産業廃棄物（建設副産物・建設廃棄物）」参照）。

4) 法面保護（植生マットの設置）

主に急傾斜地における裸地部の侵食拡大抑制を図るため、不安定な法面部分について、植生マット（侵食防止強化型）の設置を担当職員と協議のうえで実施するものである。マットの施工にあたっては、可能な限り法面にマットを密着させるよう施工する。また、施工手順は以下のとおりとする。

①法面清掃

施工の支障となるかぶりや浮石、その他の雑物を除去する。

②材料運搬

マット、アンカー類を施工箇所に運搬する。

③マット張工

- ・マットをネットが表面側、種子を装着した紙状シートが地山側、肥料袋が水平になるように法面に展開する。法肩部のマット巻込みは、20cm程度を目安とする。（法面条件による）
- ・アンカー類を所定の位置に打設し、マットを法面に固定する。この際、マットと地山が可能な限り密着するように留意して打設を行う。
- ・マットの重ね合せは、縦方向に5~10cm程度、横方向に2~5cm程度（マットとマットの間に隙間が生じないこと）を目安とする。
- ・特に縦方向の重ね合せ部分については、法肩側のマットが必ず上にくるような形で設置を行うこと。
- ・法面の凹凸によりマットの浮き上がりが予想される等、必要な箇所については増し打ち等を行うのが望ましいが、資材数量が極端に増加する場合等については、担当職員と協議の上、設計変更の対象とする。
- ・立木の伐採や伐根、法面の整形を伴う場合等については、担当職員と協議の上、設計変更の対象とする。

(5) 鳥獣対応

1) カラスの巣撤去

カラスの巣撤去については、隣接住民等への受容限度を超える状況が確認された場合に、担当職員と協議のうえ実施することとする。

2) ハチの巣撤去

ハチの巣撤去については、休養施設や散策路、民地境界隣接部等、利用者や隣接住民などの安全確保のために止むを得ないと判断される場合に、担当職員と協議のうえ実施することとする。

(6) 廃棄物処理

作業に当たっては、廃棄物処理及び清掃に関する法律などの関係法令を遵守すること。また、マニフェストの有無に関わらず、本市指定処理場への運搬・処理を実施した場合は、計量伝票（計算書兼領収書など）の写しを添付し、担当職員に提出すること。

1) 一般廃棄物

発生した剪定枝や伐採木等の木くず搬出に当たっては、札幌市ごみ資源化工場及び市内清掃工場・破碎工場へ搬入すること。

2) 産業廃棄物（建設副産物・建設廃棄物）

施設管理に際して工作物の設置・撤去に伴い、建設副産物が発生する場合には札幌市土木工事共通仕様書に規定する事項のほか、次によるものとする。

(1) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の扱い

受託者は、現場で発生する産業廃棄物が適正に処分されたかを処理業者等と緊密に連絡を取り合いながら下記手順によりマニフェストで確認し、最終処理完了後、担当職員に E 票（竣工時に間に合わない場合は D 票）の写しと計量伝票の写しを提出すること。

なお、マニフェストの管理については、紙マニフェストの場合は公益社団法人 全国産業資源循環連合会、電子マニフェストの場合は財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが示す手順によること。

(2) 施設管理に際して工作物の設置・撤去に伴い発生する木くずは、産業廃棄物であるため、その処理に当たっては、各清掃工場において産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて処理すること。

(3) 当該業務で発生する建設副産物の処理方法、処理場所等への処理条件は札幌市土木工事積算要領及び資料のとおりとする。

(4) 発生した建設副産物の処理方法、処理場及び処分量に変更が生じた場合は担当職員と協議を行うこと。

(5) 北海道循環資源利用促進税（以下「循環税」という）について

当該業務で発生する産業廃棄物が道内の最終処分場に直接搬入される場合または、中間処理場に搬入された場合でも、減量化・リサイクル等により残さが発生し、最終処分場に搬入される場合は、循環税が課税されるので、適正に処理すること。

(7) その他

- ・業務履行場所や施設などの詳細を示す図書については、パンフレット類のほか、①敷地平面図、②施設写真台帳、③都市環境林等施設標準図（みどりの推進部備付、契約後、別途データ渡し）とし、公示用図書ではこれらの一部を参考添付することとする（①特記参考 2、②特記参考 3、③特記参考 4、④特記参考 5）。

業 務 月 報

業務月報（特記様式 1）

令和 年 月 日提出

現場代理人

業務主任

業務名						
期 間	月 日 () ~ 月 日 ()					

【次月の作業予定】

.....
.....

《業務主任からの連絡事項》	《現場代理人からの連絡事項》

巡 視 記 錄 票

巡視場所：

特別緑地保全地区・都市環境林

巡視日時： 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分

巡 視 者： _____ 天気： 晴／くもり／雨／雪

①清掃に関して

- 1)拾い集め型清掃

有()無

- 2)不法投棄

有()無

②隣接部付近に関して

- 1)樹木等の著しい越境

有()無

- 2)危険木等

有()無

- 3)不法占有物等

有()無

③その他

- 1)利用状況

有()無

- 2)灾害・事故等

有()無

- 3)備考（その他作業、病虫獣害等、気づいたこと等）

有無

巡 視 記 錄 票

巡視場所： ○×△ 特別緑地保全地区

巡視日時： 令和00年 0月00日（金） 13時15分～14時30分

巡視者： 札幌 太郎 天気： 晴 くもり／雨／雪

①清掃に関して

1)拾い集め型清掃

有（ゴミの量・種類・場所など、あれば簡単に記入）

無

2)不法投棄

有（投棄物の種類・量・場所・状況など、あれば簡単に記入）

無

②隣接部付近に関して

1)樹木等の著しい越境

有（場所・樹種・どの程度なのかなど、あれば簡単に記入）

無

2)危険木等

有（場所・樹種・どのような状況かなど、あれば簡単に記入）

無

3)不法占有物等

有（場所・どのような状況かなど、あれば簡単に記入）

無

③その他

1)利用状況

有（焚き火等の痕跡などあれば記入）

無

2)災害・事故等

有（野火等の痕跡や台風等被害状況などあれば記入）

無

3)備考（その他作業、病虫獣害等、気づいたこと等）

有

草刈などの作業や、気になった点などあれば記入

無

業務指示・協議書

業務名	特別緑地保全地区等総合維持管理業務（その1）		
期間	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()		

指示・ 協議日	業務主任からの指示・協議内容		現場代理人からの報告・ 協議内容	承諾日
	場所	作業		

確認欄 業務主任

現場代理人

対応報告書（特記様式4）

対応報告書

維持管理総括表（特記様式 5）

○月 維持管理業務報告書

特記様式 5

区分	No.	名称	面積	巡視・清掃								草刈							
				シースン前巡視	定期巡視	定期清掃巡視		秋清掃巡視		冬季巡視	木清掃	素掘側溝清掃	U字側溝清掃	草刈N		草刈O			
						月1回 5-10月 計6回	月1回 5-10月・計6回	落ち葉清掃 秋1回/秋2回	集水枠 街渠枠					刈払機：手刈り=95:5 全片付け	刈払機：手刈り=95:5 片付けなし				
				回	回	m ²	回	m ²	箇所	m	m	回	m ²	回	m ²	回	m ²		
特別緑地保全地区 (13箇所)	1	東月寒	0.32ha																
	2	天神山	0.90ha																
	3	平岸	0.48ha																
	4	清田	2.09ha																
	5	清田第二	1.09ha																
	6	月寒東	0.99ha																
	7	北野坂の上	0.58ha																
	8	真栄	1.29ha																
	9	三里塚	6.16ha																
	10	清田真栄(1) // (2) // (3)	4.58ha																
	11	上野幌	7.28ha																
	12	円山西町	0.33ha																
	13	厚別東	1.56ha																
合計			27.65ha																
再計：(累計数量) / 当初設計数量																			
残 数 量																			
※清田真栄は1地区でカウント																			
都市環境林 (7箇所)	14	旭山	17.50ha																
	15	盤渓	0.05ha																
	16	伏見	19.91ha																
	17	円山西町	15.77ha																
	18	円山西町第二	0.18ha																
	19	西岡	5.14ha																
	20	清田	2.82ha																
21 伏見都市環境林隣接地※																			
22 所管緑地※																			
- 不特定																			
合計			61.37ha																
再計：(累計数量) / 当初設計数量																			
残 数 量																			
※隣接地等は都市環境林としては未算入																			

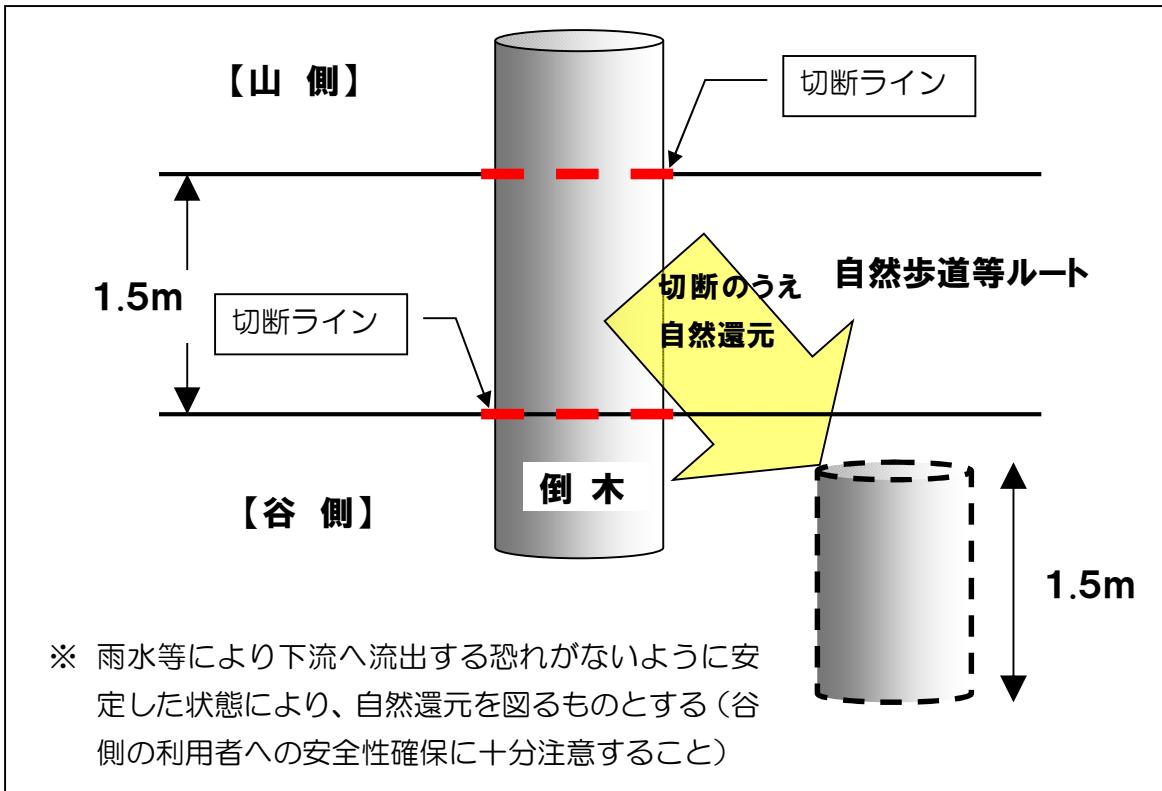
天然記念物内作業報告（特記様式 6）

森林の所在場所	<input type="checkbox"/> 天然記念物「円山原始林（札幌市中央区円山）」 <input type="checkbox"/> 天然記念物「藻岩山原始林（札幌市南区藻岩山）」 <input type="checkbox"/> 上記以外（札幌市 区）
作業（行為） 実施日	令和 年 月 日（ ）
作業（行為） の 内 容	<input type="checkbox"/> 倒木処理 <input type="checkbox"/> 危険木処理 <input type="checkbox"/> 草刈 <input type="checkbox"/> その他（ ）
使用資機材	<input type="checkbox"/> チェーンソー（型番） <input type="checkbox"/> 草刈機（型番） <input type="checkbox"/> その他（ ）
< 作業報告写真 >	
備 考	

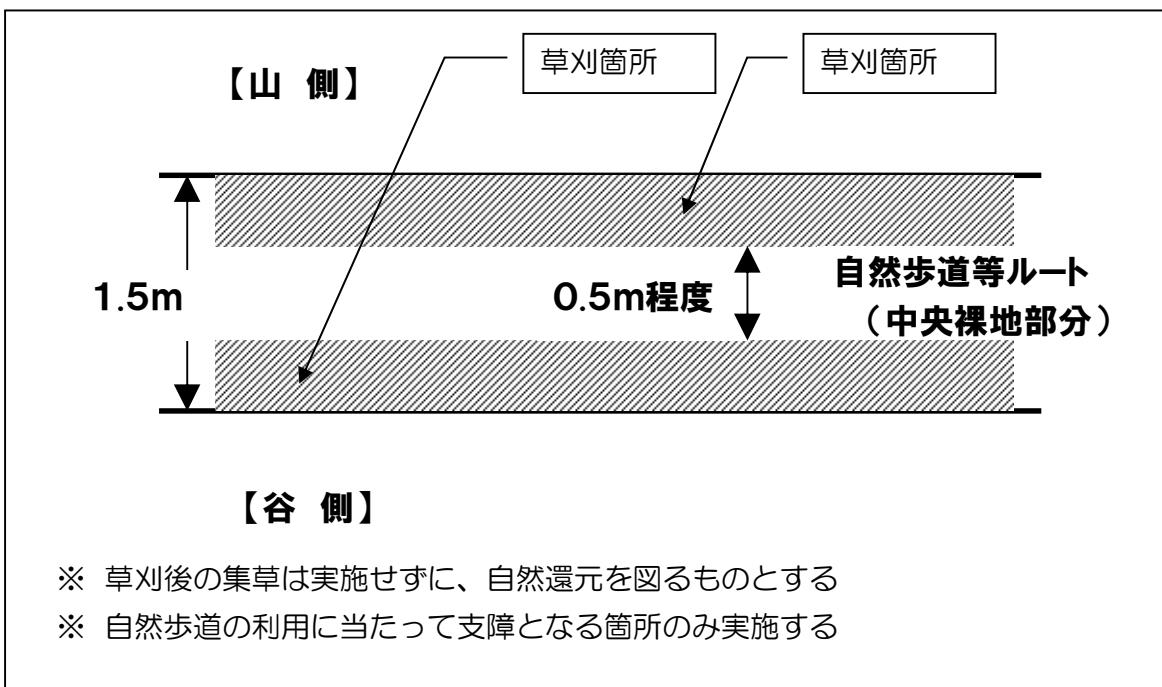
自然歩道等における主な散策路管理作業イメージ図

1 天然記念物指定区域内の場合

1-1 自然歩道等の倒木処理（イメージ）



1-2 自然歩道等の草刈（イメージ）

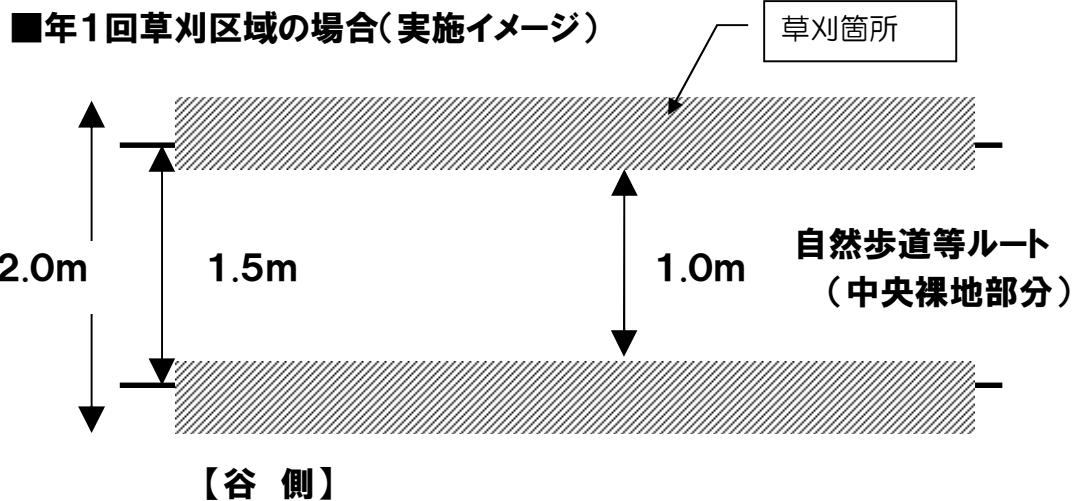


2 天然記念物指定区域外の場合

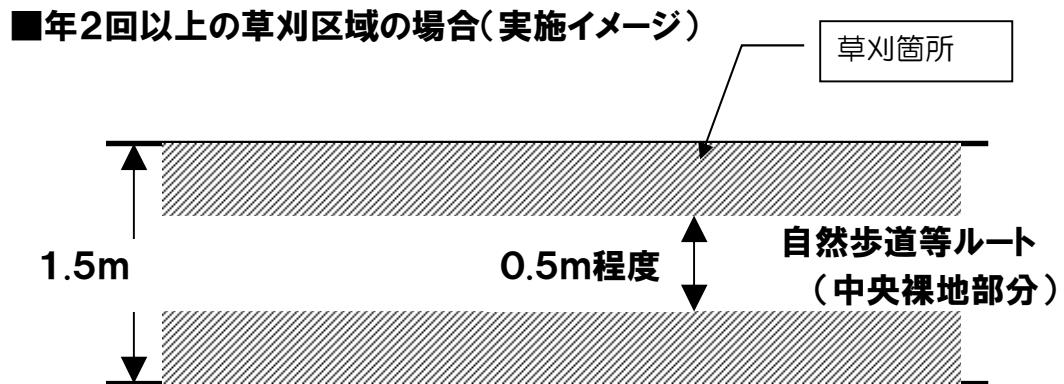
2-1 自然歩道等の倒木処理

自然歩道（幅1.5m）の利用に支障がない管理を基本とし、天然記念物指定区域における倒木処理方法と同様とする。

2-2 自然歩道等の草刈



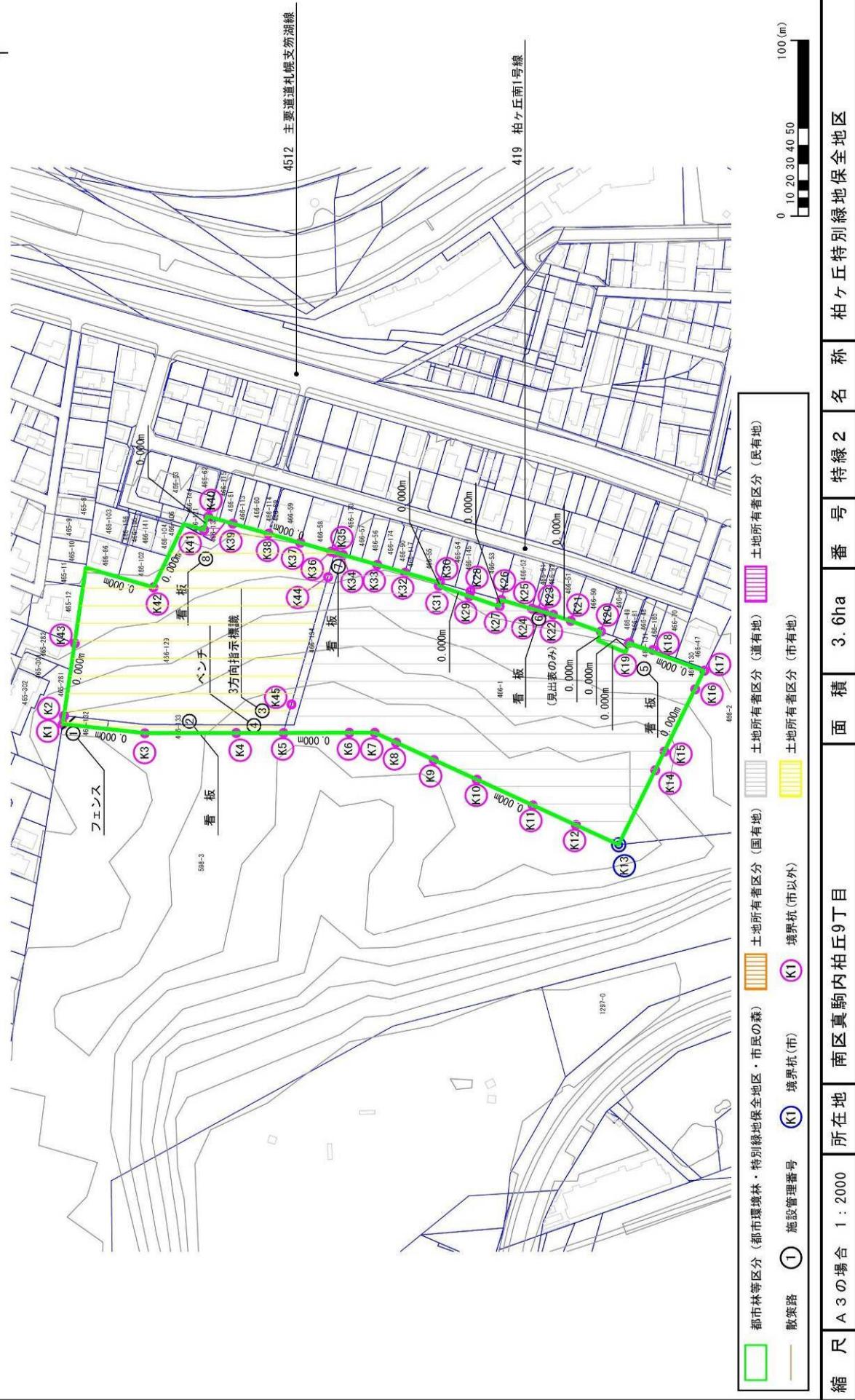
- ※ 草刈後の集草は実施せずに、自然還元を図るものとする
- ※ 自然歩道の利用に当たって支障となる箇所のみ実施することとし、1回／年の場合は幅2.0m内の草刈を実施する



- ※ 草刈後の集草は実施せずに、自然還元を図るものとする
- ※ 自然歩道の利用に当たって支障となる箇所のみ実施することとし、2回／年以上の実施の場合は幅1.5m内の草刈を実施する

敷地平面図（特記参考2）

都市林等 敷地図・都市林等 施設平面図

※0~8レイヤー
※0~8レイヤー（4レイヤー除外）



柏ヶ丘特別緑地保全地区
1 鋼製 番線柵 34.7 m
<緯度:42° 59' 7", 経度:141° 20' 42" >
H × W × L 34700

※ 距離0 km
土地所有者 みどりの推進部
施設所有者 みどりの推進部
保安林



柏ヶ丘特別緑地保全地区
2 鋼製 看板 1基
<緯度:42° 59' 4", 経度:141° 20' 42" >
H 2300 × W 900 × L 0
※支柱60.5φ×2本足
表示面
L 600 × W 900 × D
※柏ヶ丘特別緑地保全地区

※ 距離0 km
土地所有者 みどりの推進部
施設所有者 みどりの推進部
保安林



柏ヶ丘特別緑地保全地区
3 木星 3方向指示標識 1基
<緯度:42° 59' 3", 経度:141° 20' 42" >
H 1860 × W 1300 × L 40
※支柱200φ
表示面
L 180 × W 1300 × D 40

※ 距離0 km
土地所有者 みどりの推進部
施設所有者 みどりの推進部
保安林

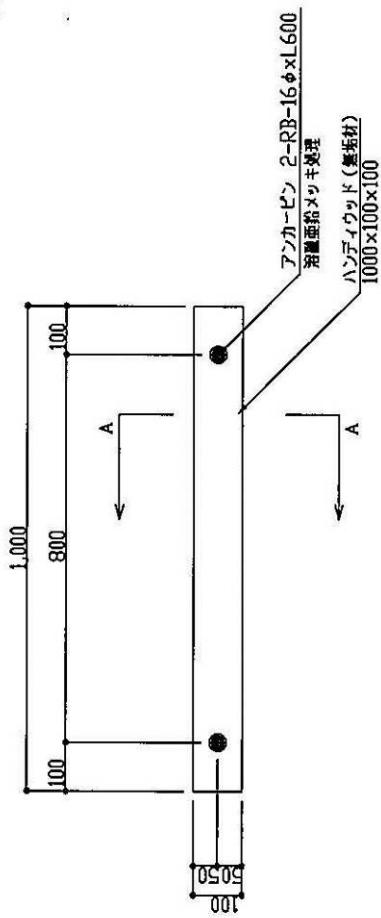


柏ヶ丘特別緑地保全地区
4 木製 ベンチ 1基
<緯度:42° 59' 3", 経度:141° 20' 42" >
H × W × L

※ 距離0 km
土地所有者 みどりの推進部
施設所有者 みどりの推進部
保安林

擬木階段1段タイプ

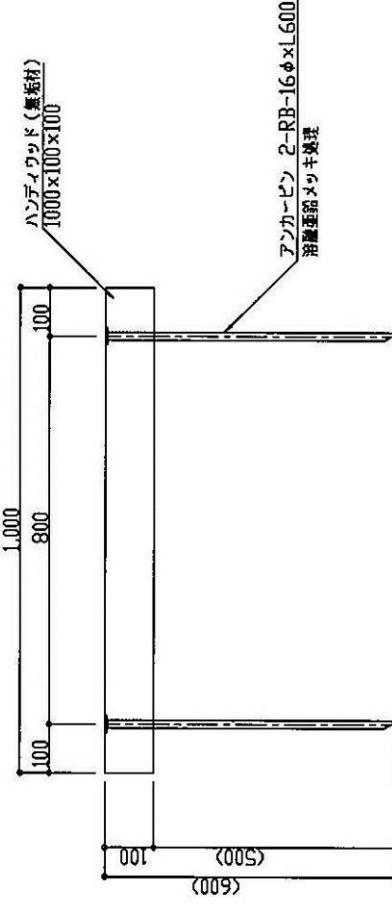
平面図 S=1:10



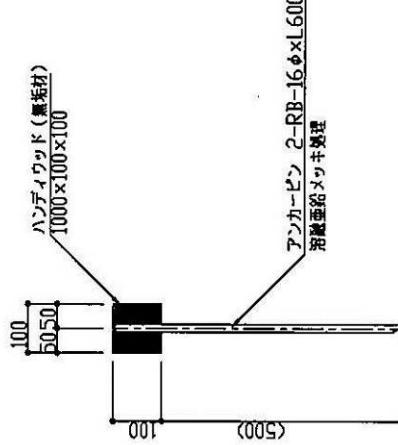
特記仕様

- ・生産物賠償責任保険加入製品とする。
- ・本資材は、木粉入り廃プラスチックリサイクル製品とする。

正面図 S=1:10



A-A断面図 S=1:10



名称 再生プラスチック木製階段（角1段）

円山R
漢岩R
三角山R

※特記事項
色はブラウンとする。

尺表 1/10

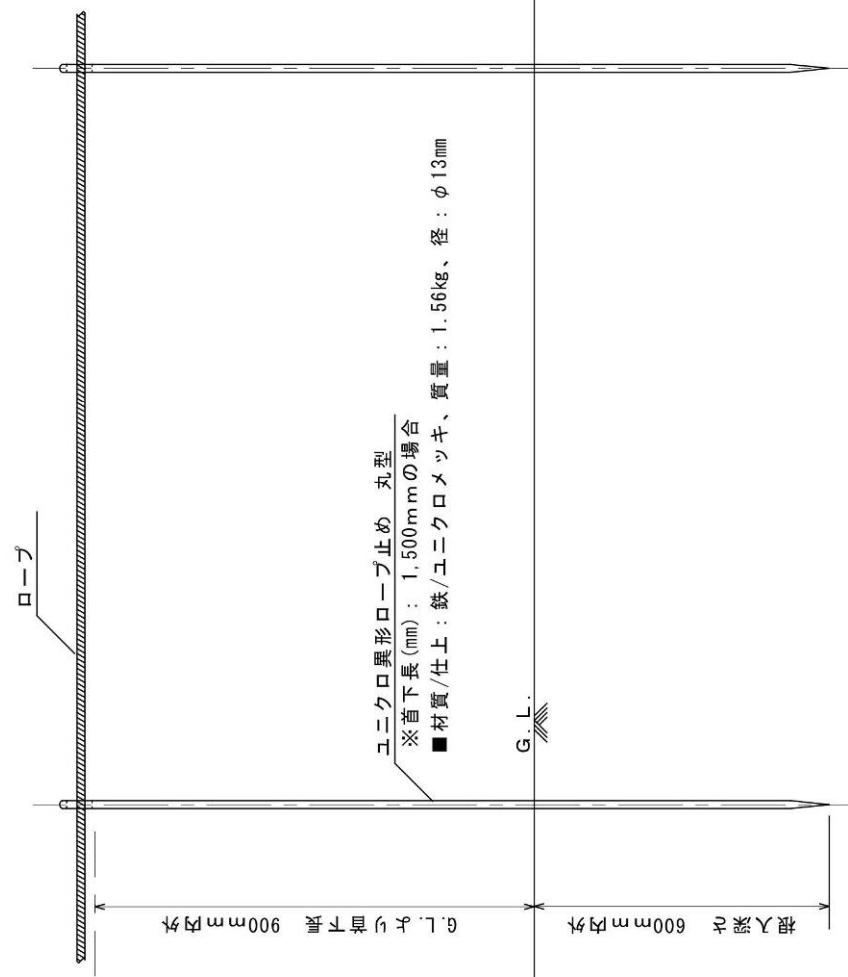
(図面縮尺一用紙サイズA3)

都市環境林等施設標準図（特記参考4）

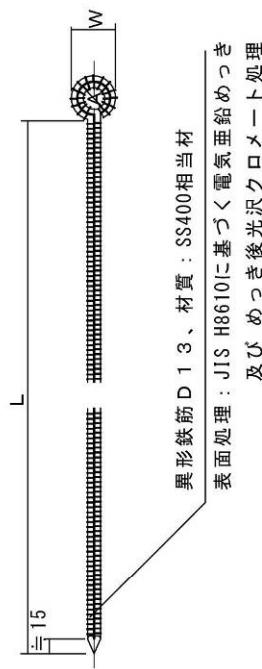
ロープ柵 標準図

特記仕様

・当該標準図は参考図であり、支柱（杭）間の幅、根入れ長などについては監督員と協議のうえ設置すること。



ユニクロ異形ロープ止め		丸型	規格表	
		L	W	A
TRM-Y13901		900	50	25
TRM-Y131201		1,200	52	26
TRM-Y131501		1,500	53	26
TRM-Y131801		1,800	53	26



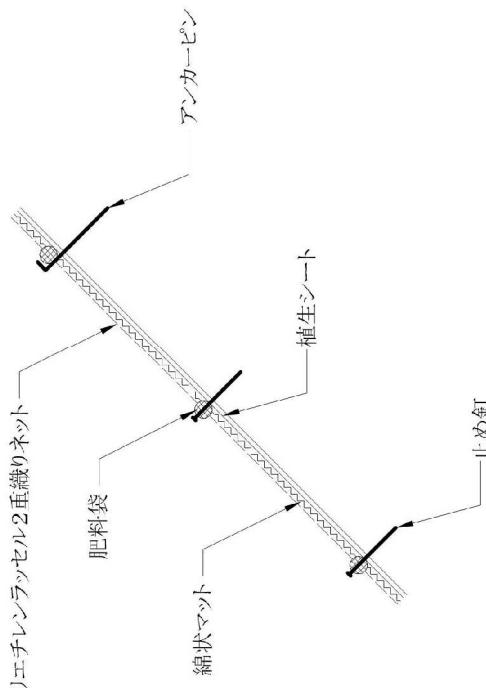
名称 口ープ柵 設置標準図

尺度 1/10

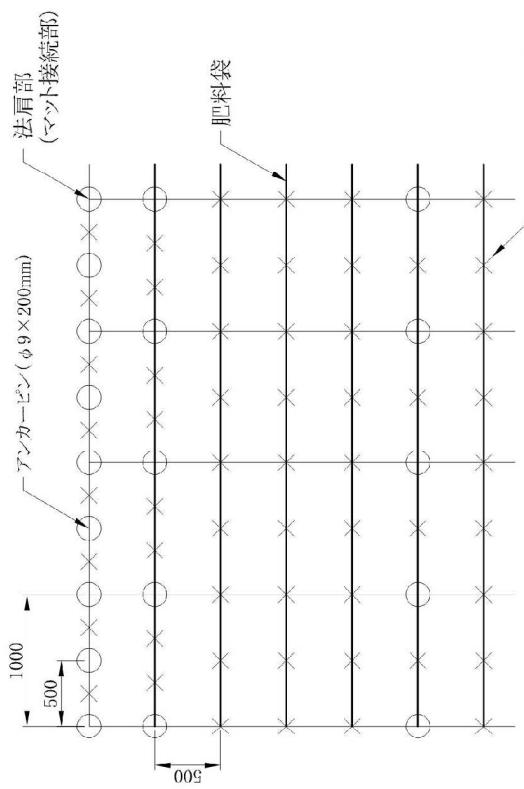
(図示範囲一用紙サイズA3)

植生マット標準図（特記参考5）

施工断面図



設置打設図



(施工上の注意点)

マット接続部(上下方向)は、法肩部の打設方法を参考に適宜固定具の増打ちを行って下さい。

※上図はアンカーピン等の打設本数を算出するための模式図です。
法面の凹凸や地盤の状況に応じて、打設ピッチは変更することができます。

数量表

100m ² 当たり					
名 称	規 格	単位	数 量	備 考	
侵食防止強化マット(肥料袋付) P50	ノイルテグラーP50 1m×10m	m ²			
アンカーピン	(D10) Φ9×200mm	本	87		
止め釘	大頭釘 L=150mm	个	384		

侵食防止強化マット(肥料袋付) P50 張工 標準図

別紙

総合維持管理業務 写真管理基準 【都市環境林等】

項目	詳細	撮影項目	提出頻度(場所)	提出頻度(回数)	備考
巡視 清掃	巡視 (シーズン前・定期・冬季)	巡視結果が分かる写真、 異常や危険など報告が必要な箇所	全箇所	毎回	
	清掃巡視 (定期・秋)	作業状況（作業前、作業中、作業後）	全箇所	毎回	
	その他清掃 (樹・側溝・簡易トイレ等)	作業状況（作業前、作業中、作業後）	全箇所	毎回	
草刈 樹木管理	草刈	作業状況（作業前、作業中、作業後）	全箇所	毎回	
	危険木等処理	作業状況（作業前、作業中、作業後）	全箇所	毎回	
施設管理 鳥獣対応	緊急時対応	対応状況が分かる写真	全箇所	毎回	
	その他作業	作業状況（作業前、作業中、作業後）	全箇所	毎回	

○上記の基準は標準とし、必要に応じて適宜変更できるものとする。

○上記にない項目については、実情に応じて別に適宜定めるものとする。

維持管理一覧(自然緑地係全体)

緑地図記号	No.	名 称	所 在 地	面 積 (ha)	散策路 延長 (km)	業務履行場所										(参考) 厅舎～ 片道距離 (km)	備 者					
						市民の森等総合維持		特別緑地 保全地区 等 (その1)		特別緑地 保全地区 等 (その2)		白旗山都市環境林ほか 八重別の 周辺清掃		白旗山都市環境林ほか 周辺清掃		木製施設 点検 修繕 対象施		公園 施設 点検 修繕	巡回 点検 距離 (km)	巡回 行程 (日)	施 設	
						ha	km	ha	km	ha	km	ha	km	ha	km	ha	km	トイ レ	水 飲 場	駐 車 場	四 阿	
I-1	1	都- 1	旭山	中)円山西町481-1ほか	17.50	2.3		17.50						○	○	3.3	0.4			6.5	旭山記念公園に隣接 自-2に接続	
I-2	2	都- 2	盤渓	中)盤渓485-45ほか	0.05			0.05												9.6		
I-3	3	都- 3	伏見	中)伏見3丁目1888-327ほか	19.91			19.91												5.9	観光企画課の散策路あり	
I-4	4	都- 4	円山西町	中)円山西町2143-2ほか	15.77			15.77												6.7		
I-5	5	都- 5	円山西町第二	中)円山西町10丁目493-93ほか	0.18			0.18												5.7	自-1に重複	
I-6	6	都- 6	西岡	豊)西岡544-7ほか	5.14	1.13		5.14							○					12.0	西岡公園に隣接 都委員会の天文台あり	
I-7	7	都- 7	有明	清)有明15-1ほか	56.45				56.45											15.6	旧市有林	
I-8	8	都- 8	有明第二	清)有明129-1ほか	13.99				13.99											18.2		
I-9	9	都- 9	有明おくいすみ	清)有明1ほか	5.81				5.81											15.3		
I-10	10	都- 10	有明の滝	清)有明423-1ほか	82.81	6.7			82.81	6.7				○	○	6.1	0.7	2	○ ○	22.0		
I-11	11	都- 11	清田	清)清田329-1	2.82			2.82												16.7		
I-12	12	都- 12	白旗山	清)白旗山492-9ほか	1,061.87	33.1			1,061.87	33.1				ふ・木・活	○	○	59.5	7.4	14	○ ○	21.0	旧市有林 H30秒防災乗用車 H26改修延長修正 H26木構築去
I-13	13	都- 13	川治	南)川治町1981-1ほか	2.88			2.88												10.4	旧市有林 H30秒防災乗用車 H26改修延長修正	
I-14	14	都- 14	北ノ沢第一	南)北ノ沢1819-1ほか	2.69			2.69												10.1		
I-15	15	都- 15	北ノ沢第二	南)北ノ沢1958-1ほか	7.34			7.34												12.8	自-2に重複、都-16に隣接	
I-16	16	都- 16	北ノ沢第三	南)北ノ沢1955-1ほか	16.13			16.13												11.4	都-15に隣接	
I-17	17	都- 17	小金湯	南)小金湯595-3ほか	1.75			1.75												23.7		
I-18	18	都- 18	澄川	南)澄川462-2ほか	88.58	3.88		88.58							○					11.7	H30から3年間賃貸し (予定)	
I-19	19	都- 19	瀧野しだ	南)瀧野2-1ほか	29.59	0.42			29.59						○					21.7		
I-20	20	都- 20	常盤	南)真駒内36-1ほか	38.51			38.51												17.6	旧市有林	
I-21	21	都- 21	常盤第一	南)真駒内248ほか	2.98			2.98												15.2		
I-22	22	都- 22	中ノ沢	南)中ノ沢1952-1ほか	6.04			6.04			0.262									12.7	旧市有林、自-4に重複	
I-23	23	都- 23	中ノ沢第一	南)中ノ沢1759-43ほか	30.98			30.98												10.6		
I-24	24	都- 24	藤野	南)藤野932-1	39.04			39.04												17.8		
I-25	25	都- 25	藤野野鳥の森	南)藤野10-1ほか	41.09	1.34		41.09						○						15.1	施設有、H27面積減 賃貸人あり	
I-26	26	都- 26	真駒内第一	南)真駒内621-1ほか	0.99			0.99												11.5		
I-27	27	都- 27	真駒内第二	南)真駒内283-1ほか	12.27			12.27												17.0	H24寄付受理により増加	
I-28	28	都- 28	南沢	南)南沢1911-1ほか	19.22			19.22												12.1	旧市有林	
I-29	29	都- 29	南沢第一	南)南沢1条1丁目1824-82ほか	1.09			1.09												11.4	特-15に隣接	
I-30	30	都- 30	南沢第二	南)南区1836-1ほか	26.47			26.47												12.4	H26から10年間賃貸し (予定)	
I-31	31	都- 31	藻岩下	南)藻岩下1854-3ほか	11.13			11.13												7.5		
I-32	32	都- 32	五天山	西)平和17-5ほか	31.23	0.57		31.23						○						10.2		
I-33	33	都- 33	西野	西)西野690-1ほか	9.90			9.90												9.6	市-5に隣接 点数換算も市-5	
I-34	34	都- 34	西野第二	西)西野947-1ほか	4.42			4.42												11.2		
I-35	35	都- 35	山の手	西)山の手384-1ほか	49.24			49.24							○	○	4.35	0.5		6.0	自-7に一部重複	
I-36	36	都- 36	手稻丸山	手)手稻丸丘307-1ほか	6.44				6.44											15.5		
I-37	37	都- 37	宮の沢	手)手稻木本町592-11のうち、ほか	6.29				6.29											12.9		
【 都市環境林(37か所)】					1,768.59	49.4	85.61		81.37	371.09	1,250.52	39.8	0.282						73.25	9.0	16	
【 市民の森(6か所)】					41.47	40.2	414.7	40.2											51.37	8.4	7	
F-1	44	特- 1	東月季	豊)月季東4条18丁目	0.32			0.32						○	○	9.95	1.2	2	○	10.0		
F-2	45	特- 2	柏ノ丘	南)真駒内柏5丁目	3.55				3.55					○	○	18.51	2.3	2	○ ○	15.9		
F-3	46	特- 3	天神山	豊)平岸2条18丁目	0.90			0.90						○	○	4.33	0.5			6.5		
F-4	47	特- 4	澄川	南)澄川4条7丁目	0.57				0.57					○						8.2		
F-5	48	特- 5	手稻富丘	手)富丘4条5丁目	1.22				1.22					○						14.4	富丘西公園に重複	
F-6	49	特- 6	発寒	西)発寒6条9丁目	0.44			0.44						○						10.6		
F-7	50	特- 7	平岸	豊)平岸6条10丁目	0.48			0.48						○						6.1		
F-8	51	特- 8	真駒内桜山	南)真駒内桜1丁目	0.57				0.57					○						10.1	H25隣接地渓谷 (告示種植変更なし)	
F-9	52	特- 9	中の沢	南)川治1条6丁目	0.27				0.27					○						9.7		
F-10	53	特- 10	柏ノ丘第二	南)真駒内柏12丁目	4.40				4.40					○						11.3	南南公園に特-24に隣接	
F-11	54	特- 11	清田	清)清田1条3丁目	2.09			2.09						○						16.4	清田南公園に重複	
F-12	55	特- 12	清田第二	清)清田1条3丁目	1.09			1.09						○						11.1		
F-13	56	特- 13	西野	西)西野11条5丁目	0.97				0.97					○						10.8		
F-14	57	特- 14	月季東	豊)月季東4条19丁目	0.99			0.99						○						9.7		
F-15	58	特- 15	八垂別	南)南沢1条1丁目、南沢及び川治	8.45				8.45					○						11.1	都-13に重複 都-29に隣接	
F-16	59	特- 16	北野坂の上	清)北野坂1条5丁目	0.58				0.58					○						11.3		
F-17	60	特- 17	澄川南	南)澄川6条11丁目	0.78				0.78					○						10.5		
F-18	61	特- 18	真栄	清)真栄5条5丁目、美が丘5条5丁目	1.29				1.29					○						13.7	真栄東公園に一部重複	
F-19	62	特- 19	三里塚	清)里塚3条7丁目、里塚ケ丘12丁目	6.16				6.16					○						14.4	東部緑地に隣接	
F-20	63	特- 20	清臣栄(2)	清)清臣栄4条1丁目	4.58				4.58					○						11.3		
F-21	64	特- 21	上野幌	厚)厚別町上野幌	7.28				7.28					○						13.2	東部緑地に隣接	
F-22	65	特- 22	常盤	南)常盤3条2丁目、真駒内	0.38				0.38					○						15.7		
F-23	66	特- 23	円山西町	中)円山西町2丁目	0.33				0.33					○						6.1		
F-24	67	特- 24	真駒内柏丘	南)真駒内柏丘9丁目	2.21				2.21					○						10.3	南南公園、特-2、特-10に隣接	
F-25	68	特- 25	厚別東	厚)厚別5条2丁目	1.56				1.56					○						12.7		
【 特別緑地保全地区(25か所)】					51.46				27.65	23.81												
J-2	69	自- 1	円山ルート	中央区	2																	

別表-1

No.	名 称	面積 (ha)	場 所
1	特 - 1 東月寒特別緑地保全地区	0.32	札幌市豊平区月寒東4条18丁目
2	特 - 3 天神山特別緑地保全地区	0.90	札幌市豊平区平岸2条18丁目
3	特 - 7 平岸特別緑地保全地区	0.48	札幌市豊平区平岸6条10丁目
4	特 - 11 清田特別緑地保全地区	2.09	札幌市清田区清田
5	特 - 12 清田第二特別緑地保全地区	1.09	札幌市清田区清田1条3丁目
6	特 - 14 月寒東特別緑地保全地区	0.99	札幌市豊平区月寒東4条19丁目
7	特 - 16 北野坂の上特別緑地保全地区	0.58	札幌市清田区北野3条5丁目
8	特 - 18 真栄特別緑地保全地区	1.29	札幌市清田区真栄5条5丁目、美しが丘5条5丁目
9	特 - 19 三里塚特別緑地保全地区	6.16	札幌市清田区里塚3条7丁目、里塚緑ヶ丘12丁目
10	清田真栄特別緑地保全地区(1)	4.58	札幌市清田区清田4条4丁目、5条4丁目、6条4丁目
	清田真栄特別緑地保全地区(2)		札幌市清田区真栄4条1丁目
	清田真栄特別緑地保全地区(3)		札幌市清田区清田9条3丁目、真栄6条1丁目
11	特 - 21 上野幌特別緑地保全地区	7.28	札幌市厚別区厚別町上野幌
12	特 - 23 円山西町特別緑地保全地区	0.33	札幌市中央区円山西町2丁目
13	特 - 25 厚別東特別緑地保全地区	1.56	札幌市厚別区厚別東5条2丁目
特別緑地保全地区合計(13地区)		27.65	
14	都 - 1 旭山都市環境林	17.5	札幌市中央区円山西町481-1ほか
15	都 - 2 盤渓都市環境林	0.05	札幌市中央区盤渓485-45ほか
16	都 - 3 伏見都市環境林	19.91	札幌市中央区伏見3丁目1888-347ほか
17	都 - 4 円山西町都市環境林	15.77	札幌市中央区円山西町2143-2ほか
18	都 - 5 円山西町第二都市環境林	0.18	札幌市中央区円山西町10丁目493-93ほか
19	都 - 6 西岡都市環境林	5.14	札幌市豊平区西岡544-7ほか
20	都 - 11 清田都市環境林	2.82	札幌市清田区清田329-1
都市環境林合計(7地区)		61.37	
21	他 - 1 伏見都市環境林隣接地	6.97	札幌市中央区伏見5丁目
22	他 - 2 所管緑地	0.18	札幌市双子山2丁目
その他(2地区)		7.15	

業務委託費総括表

区分	工種	種別	単位	都市林(公園)	一	合計
直接業務費	特別緑地保全地区維持管理	巡視・清掃 草刈	1式 1式			
		小計	1式			
	都市環境林維持管理	巡視・清掃 草刈	1式 1式			
		小計	1式			
	共通維持管理	樹木管理 施設管理 鳥獣対応 廃棄物処理 安全費	1式 1式 1式 1式 1式			
		小計	1式			
		合計	1式			
共通仮設費	率計上		1式			
		合計	1式			
純業務費			1式			
現場管理費			1式			
業務原価			1式			
一般管理費			1式			
業務価格			1式			
消費税等相当額			1式			
業務委託費			1式			

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	令和7年度 特別緑地保全地区等総合維持管理業務（その1）	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修	
					工事区分	都市林等維持管理	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	数量増減	摘要	
都市林等維持管理			式	1			
特別緑地保全地区維持管理			式	1			
標準作業			式	1			
巡視・清掃			式	1		内-1号	
草刈			式	1		内-2号	
都市環境林維持管理			式	1			
標準作業			式	1			
巡視・清掃			式	1		内-3号	
草刈			式	1		内-4号	
共通維持管理			式	1			
管理（共通）			式	1			
樹木管理			式	1		内-5号	

設計内訳書（金抜き）

業務番号		業務名	令和7年度 特別緑地保全地区等総合維持管理業務（その1）	当 初	事業区分	公園緑地整備・改修			
					工事区分	都市林等維持管理			
工事区分・工種・種別・細別		規格		単位	数量	数量増減			
摘要									
施設管理				式	1	内-6号			
鳥獣対応				式	1	内-7号			
廃棄物処理				式	1	内-8号			
安全費				式	1	内-9号			
直接工事費				式	1				
共通仮設費				式	1				
共通仮設費（率計上）				式	1				
純工事費				式	1				
現場管理費				式	1				
工事原価				式	1				
一般管理費等				式	1				
工事価格				式	1				

設計内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 1号内訳書	巡回・清掃				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-0000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
シーズン前巡回（特別緑地保全地区）	巡回員 1名（普通作業員 1名）、ライトバン運転時間 3h、5箇所／日程度	箇所	15		单一 1号	
定期巡回（特別緑地保全地区）	巡回員 1名（普通作業員 1名）、ライトバン運転時間 3h、5箇所／日程度	箇所	36		单一 2号	
冬季巡回（特別緑地保全地区）	巡回員 1名（普通作業員 1名）、ライトバン運転時間 3h、5箇所／日程度	箇所	15		单一 3号	
定期清掃巡回	清掃A／拾い集め型、月 1回	1000m ²	336		单一 4号	
秋清掃巡回	清掃C／拾い+掃き	1000m ²	9. 1		单一 5号	
樹清掃（人力清掃工）	有蓋 25cm以上	箇所	2			
U型側溝清掃泥上	運搬費含む	m	423		单一 6号	
素掘側溝清掃泥上	運搬費含む	m	40		单一 7号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 3号内訳書	巡回・清掃				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-0000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
シーズン前巡回（都市環境林）	巡回員 1名（普通作業員 1名）、ライトバン運転時間 2h、3箇所／日程度	箇所	8		单一 10号	
定期巡回（都市環境林）	巡回員 1名（普通作業員 1名）、ライトバン運転時間 2h、3箇所／日程度	箇所	48		单一 11号	
冬季巡回（都市環境林）	巡回員 1名（普通作業員 1名）、ライトバン運転時間 2h、3箇所／日程度	箇所	8		单一 12号	
秋清掃巡回	清掃C／拾い+掃き	1000m ²	1.5		单一 13号	
素掘側溝清掃泥上	運搬費含む	m	35		单一 14号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

第 5号内訳書	樹木管理				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-0000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
危険木等処理	3名／組（造園工1名、普通作業員2名）、チェンソー稼働0.5日、ライトバン運転時間1h	日	10		单一 16号	
危険木等処理	4名／組（造園工2名、普通作業員2名）チェンソー稼働0.5日、ライトバン運転1h	日	8		单一 17号	
高所作業車運転費	12m級、特殊運転手含む	日	2		单一 18号	
高所作業車運転費	18～18.5m級、特殊運転手含む	日	2		单一 19号	
高所作業車運転費	22～23m級、特殊運転手含む	日	2		单一 20号	
高所作業車運転費	27m級、特殊運転手含む	日	2			
高木特殊剪定及び伐採 A	クライマー1名、グランドワーカー1名、クライマー補助1名、装備損料込み	日	3		单一 21号	
高木特殊剪定及び伐採 B	クライマー2名、グランドワーカー2名、クライマー補助1名、装備損料込み	日	1		单一 22号	
トラッククレーン4.9t吊	オペレーター付き	日	1			
2t トラック運搬	剪定枝等・木製品等 北海道運輸局 距離制運賃表	台	10			
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	施設管理			単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-0000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要
緊急時対応	作業員 1名（造園工 1名）、 ライトバン運転時間1h	日	6		单一 23号
緊急時対応	作業員 2名（造園工 1名、普通作業員 1名） ライトバン運転時間1h	日	6		单一 24号
ロープ柵設置A	エクロ異形ロープ止め（丸型）、1.5m/スパン鉄/エクロメキ、 質量0.47kg、径 φ 9mm、首下長900mmマルチフィラメント10mm、 3ヨリ、12.3kg/200m	m	1		单一 25号
ロープ柵設置B	エクロ異形ロープ止め（丸型）、1.5m/スパン鉄/エクロメキ、 質量1.27kg、径 φ 13mm、首下長1,200mmマルチフィラメント10mm 、3ヨリ、12.3kg/200m	m	1		单一 26号
ロープ柵設置C	エクロ異形ロープ止め（丸型）、1.5m/スパン 鉄/エクロメキ、質量1.56kg、径 φ 13mm、首下長1,500mm マルチフィラメント10mm、3ヨリ、12.3kg/200m	m	20		单一 27号
再生木材（プラ擬木）角階段設置撤去	□100×1000(アンカービヨ2本含む)、10.0kg/段材料費、設置・撤去費（土工含む）	段	1		单一 28号
設置・撤去資材（階段等） 人力運搬	傾斜運搬補正有 ※単位=重量(t) × 距離(km)	t・km	0.014		单一 29号
簡易看板設置A	木杭 1本 (L=1.2~1.8m) 支柱；看板支給	基	1		单一 30号
簡易看板設置B	木杭 2本 (L=1.2~1.8m) 支柱；看板支給	基	1		单一 31号
外柵設置N（単管パイプ柵 ）	H=1.0m、W=1.5m、控柱間隔3.0m	m	1		单一 32号
現場内敷均しA	現場制約あり、土砂、締固なし	m ³	1		单一 33号
人力床掘	土砂現場制約あり	m ³	1		单一 34号

一式当たり内訳書（金抜き）

第 6号内訳書	施設管理				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-0000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
植生土のう A	芝草類 60cm×40cm 現地採取土使用	m2	1		单一	35号
土のう積工	小口並べ 仕拵・積立；現場採取土使用	m2	1		单一	36号
人力除雪工	除雪のみ、排雪は含まない	m3	1		单一	37号
スノーポール設置撤去	反射テープ3段 φ 38アルミ製	本	1		单一	38号
植生マット	侵食防止強化型、植生ネット張工(アンカーピン・止め釘含む)	m2	1		单一	39号
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

第 7号内訳書	鳥獣対応				単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整-超過-規制	2024. 11 2024. 11 1. 000-0000002000
名称	規格	単位	数量	数量増減	摘要	
カラスの巣撤去A	人力	箇所	1		单一 40号	
カラスの巣撤去B	高所作業車12m級使用、計画撤去	箇所	1		单一 41号	
カラスの巣撤去C	高所作業車18~18.5m級使用、計画撤去	箇所	1		单一 42号	
カラスの巣撤去D	高所作業車22~23m級使用、計画撤去	箇所	1		单一 43号	
ハチの巣撤去		箇所	1		单一 44号	
薬剤散布B	100L当たりセルコートアグリ4kg、シーテン100ml使用（ 購入品）	10L	1		单一 45号	
合 計						

一式当たり内訳書（金抜き）

一式当たり内訳書（金抜き）

特別緑地保全地区等総合維持管理業務(その1) 数量調書

別表-02-1

名称等		シーズン前巡視	定期巡視 (5-10月)	定期清掃巡視 (5-10月)			落ち葉清掃			冬季巡視	草刈りN 芝刈機・全片付け			草刈りO 芝刈機・片付けなし			樹 清 掃	清側 掃溝	側 素掘 溝	緊急 対応	その他の 事象			
		回(箇所)	回(箇所)	面積	回数	TOTAL面積	面積	回数	TOTAL面積	回(箇所)	面積	回数	TOTAL面積	面積	回数	TOTAL面積	基	m	m					
特別緑地 保全地区	1 東月寒	1 回	6 回	-			-			1 回	-			-						東月寒緑地に重複 民有地につき地権者管理、天神山緑地隣接	適宜			
	2 天神山	1 回	6 回	-			-			1 回	-			-										
	3 平岸	1 回	0 回	4,500	6	27,000 m ²	0	0	0 m ²	1 回	300	2	600 m ²	1,325	2	2,650 m ²								
	4 清田	1 回	6 回	-			-			1 回	-			-										
	5 清田第二	1 回	6 回	-			-			1 回	-			-										
	6 月寒東	1 回	0 回	9,500	6	57,000 m ²	0	0	0 m ²	1 回	0	0	0 m ²	2,325	2	4,650 m ²	1			40				
	7 北野坂の上	1 回	0 回	5,500	6	33,000 m ²	0	0	0 m ²	1 回	0	0	0 m ²	1,900	2	3,800 m ²								
	8 真栄	1 回	6 回	3,500	6	21,000 m ²	0	0	0 m ²	1 回	0	0	0 m ²	550	2	1,100 m ²								
	9 三里塚	1 回	0 回	19,000	6	114,000 m ²	0	0	0 m ²	1 回	0	0	0 m ²	2,225	2	4,450 m ²								
	清田真栄(1)	1 回	0 回	2,550	6	15,300 m ²	5,100	1	5,100 m ²	1 回	1,530	1	1,530 m ²	0	0	0 m ²								
	清田真栄(2)	1 回	0 回	2,000	6	12,000 m ²	4,000	1	4,000 m ²	1 回	2,000	2	4,000 m ²	0	0	0 m ²				400				
	清田真栄(3)	1 回	0 回	3,500	6	21,000 m ²	0	0	0 m ²	1 回	50	2	100 m ²	0	0	0 m ²								
	11 上野幌	1 回	6 回	-			-			1 回	0	0	0 m ²	1,280	2	2,560 m ²								
	12 円山西町	1 回	0 回	3,000	6	18,000 m ²	0	0	0 m ²	1 回	0	0	0 m ²	108	2	216 m ²	1	23						
	13 厚別東	1 回	0 回	3,000	6	18,000 m ²	0	0	0 m ²	1 回	0	0	0 m ²	1,050	2	2,100 m ²								
小計		15 回	36 回	336,300 m ²			9,100 m ²			15 回	6,230 m ²			21,526 m ²			2	423	40					
設 計 値		15 回	36 回	336,000 m ²			9,100 m ²			15 回	6,230 m ²			21,500 m ²			2	423	40					

特別緑地保全地区等総合維持管理業務(その1) 数量調書

別表-02-2

名称等			シーズン前巡視	定期巡視 (5-10月)			落ち葉清掃			冬季巡視	草刈りN芝刈機・全片付け			草刈りO芝刈機・片付けなし					側溝掘り	緊急対応	その他
			回(箇所)	回(箇所)	面積	回数	TOTAL面積	面積	回数	TOTAL面積	回(箇所)	面積	回数	TOTAL面積	面積	回数	TOTAL面積	m			
都市環境林等 対象箇所 8	14	旭山	1回	6回	-	-	-	1回	-	-	2,700	2	5,400 m ²							適宜	旭山記念公園に隣接 自然歩道藻岩山ルートに接続
	15	盤渓	0回	0回				0回			0	0	0 m ²								
	16	伏見	1回	6回				1回			0	0	0 m ²								
	17	円山西町	1回	6回				1回			0	0	0 m ²								
	18	円山西町第二	1回	6回				1回			351	2	702 m ²					35			素掘側溝清掃35m、自然歩道円山ルートが横断
	19	西岡	1回	6回				1回			1,500	2	3,000 m ²								西岡公園に隣接
	20	清田	1回	6回				1回			700	2	1,400 m ²								
	21	伏見隣接地	1回	6回				1,500	1	1,500 m ²	1回	5,300	2	10,600 m ²							
	22	所管緑地	1回	6回				-	1回	0	0	0 m ²									
小計			8回	48回				0 m²	1,500 m²	8回	0 m²	21,102 m²									
設計 値			8回	48回				0 m²	1,500 m²	8回	0 m²	21,100 m²		35							